

平成 23 年 7 月 29 日

金融商品専門委員会
ディスカッション・ポイント

- 金融商品専門委員会では、金融商品会計に関する現行基準の見直し作業を進めており、その一環として、昨年 8 月に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「DP2」という。）のコメント分析及び対応について検討を開始している。
- 第 84 回及び第 86 回の金融商品専門委員会（6 月 22 日（水）、7 月 20 日（水））では、DP2 のコメント対応案を審議した。
- 本日の第 229 回企業会計基準委員会では、審議事項（１） - 3 「金融商品の範囲」のコメント対応の方向性（案）についてご意見をいただきたい。

（金融商品の範囲）

- DP2 同様、概念的規定を主とし、具体的な例示を従とする方針を維持しつつ、金融商品実務指針の記述と例示を会計基準（案）又は適用指針（案）に含めることで、基本的には、現行の金融商品の範囲を踏襲することが考えられる。
 - 現行の IFRS の規定の中でも、金融商品に係る契約を判断するうえで有用と考えられる記述を追加することが考えられる（例えば、IAS 第 32 号 AG7 項など）。
 - 現金については、契約をベースとする金融商品の定義と整合しない面もあるが、実態上の問題は少ないため、特段、対応しないことが考えられる。
- また、審議事項（１） - 4 「資本性金融商品の定義」は、主として現行の IFRS の取扱いの理解を深めることを目的とする資料であるが、現時点で予備的なご意見があればいただきたい。

以上